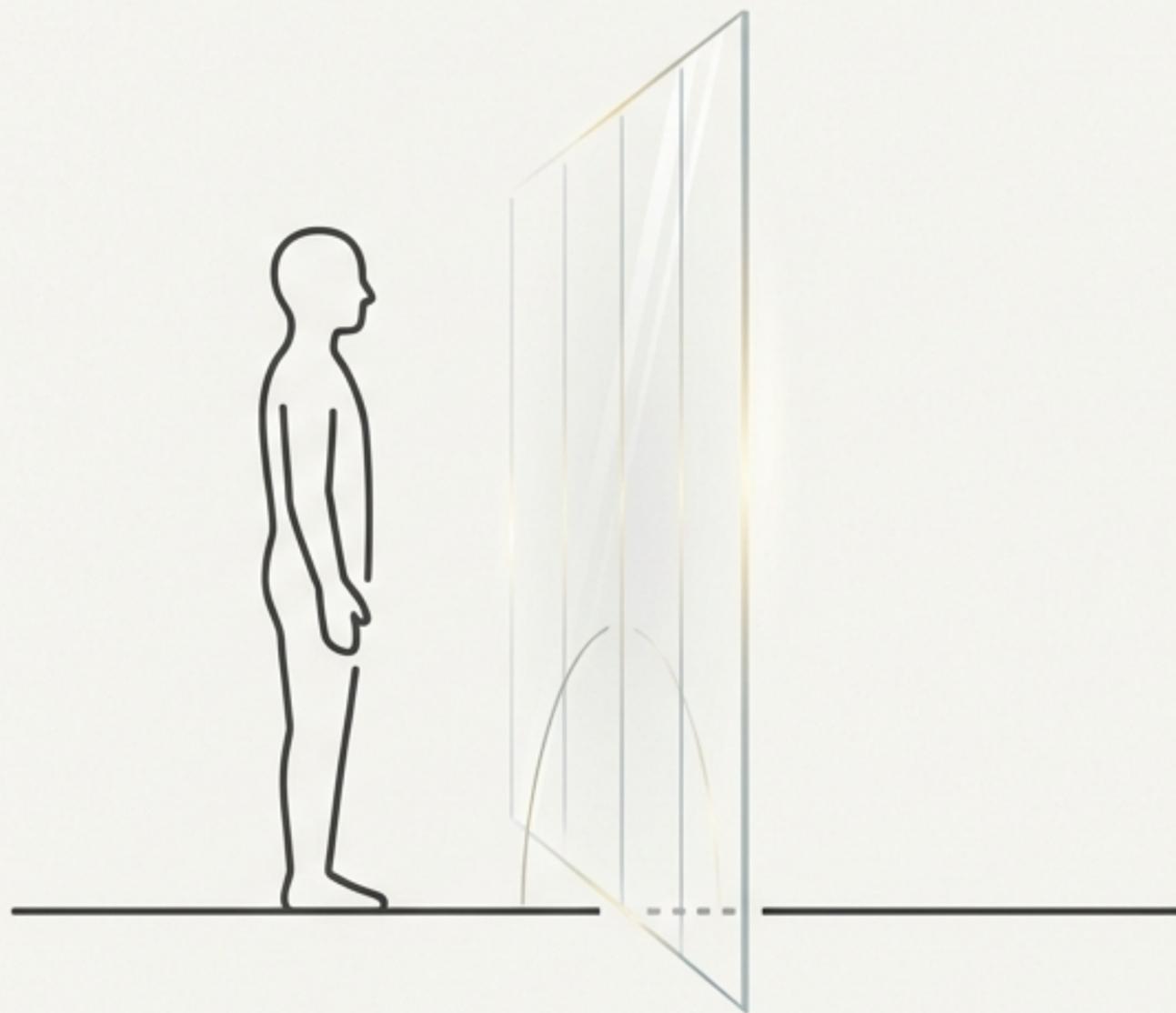


共生社会への架け橋

高次脳機能障害者支援法、誕生

施行日：令和8年4月1日

なぜ、この法律が必要だったのか？



高次脳機能障害は、その特性が見えにくく、
周囲から理解されにくい「**見えない障害**」です。

国民の理解不足などから、多くの方が適切な
支援を受けられず、日常生活や社会生活で
深刻な困難に直面していました。

この「**社会的障壁**」を取り除き、誰もが孤立
しない社会を作るため、国として支援の仕
組みを整える必要がありました。

法律が対象とする「高次脳機能障害」とは

高次脳機能障害

事故や病気による脳の損傷が原因で起こる、認知機能の障害です。



記憶障害



注意障害



遂行機能障害



社会的行動障害



失語・失行・失認など

高次脳機能障害者

障害そのものに加え、「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制限を受けている人。

Key Insight:

問題は個人の障害だけでなく、社会の制度・慣行・理解不足といった「社会的障壁」との間に生じます。支援は社会全体の課題です。

この法律が目指す、未来の姿

高次脳機能障害者の**自立**と**社会参加**を、生活全般にわたって支援します。

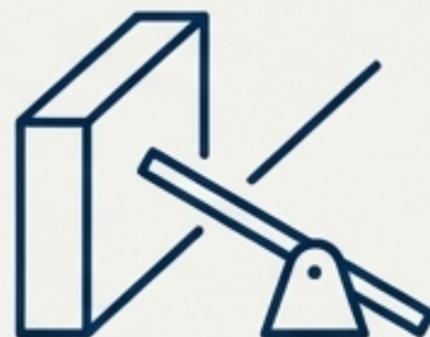
「国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資する。」

支援を支える、4つの基本理念



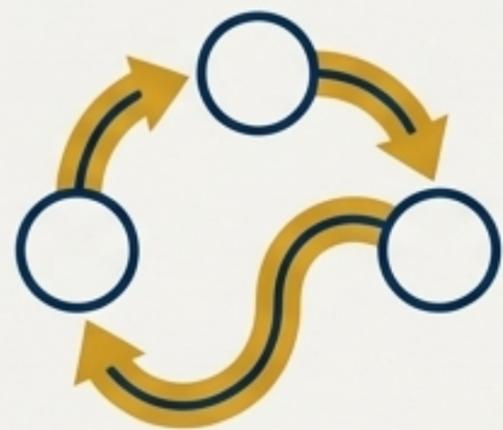
個人の尊厳と共生

本人の意思を尊重し、基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ちます。



社会的障壁の除去

支援は、社会に存在する事物、制度、慣行、観念などの障壁を取り除くことを旨とします。



切れ目のない支援

医療、保健、福祉、教育、労働などが連携し、ライフステージに応じて途切れることのない支援を提供します。



地域間の公平性

どこに住んでいても、等しく適切な支援を受けられる体制を目指します。

社会全体で築く、支援の体制

国・地方公共団体

基本理念にのっとり、支援施策を策定し、
実施する**責務**を負う。

事業主

雇用の継続に配慮し、自立と社会参加に協力するよう**努める**。

国民

障害に関する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう**努める**。

国、自治体、民間団体、地域住民など、すべての関係者が連携・協力します。

「暮らす」と「学ぶ」を支える具体的な施策



地域での生活支援

- 社会生活への適応に必要な訓練機会の確保
- 共同生活住居など、地域で生活するための住居の確保
- 社会的活動への参加促進



教育的支援

- 個々の特性に応じた「個別の教育支援計画」作成の推進
- 可能な限りインクルーシブな教育環境への配慮
- いじめの防止等のための対策推進

「働く」と「権利」を守る具体的な施策



就業の支援

- 関係機関が連携し、特性に応じた就業機会の確保と定着を支援
- 事業主は、能力を正當に評価し、適切な雇用管理を行うよう努める



権利利益の擁護

- 差別、いじめ、虐待の防止と解消のための対策を推進
- 消費者被害などから守り、権利が害されないよう支援
- 司法手続における意思疎通の配慮

ひとりにしない、家族と本人のための相談体制



家族等に対する支援

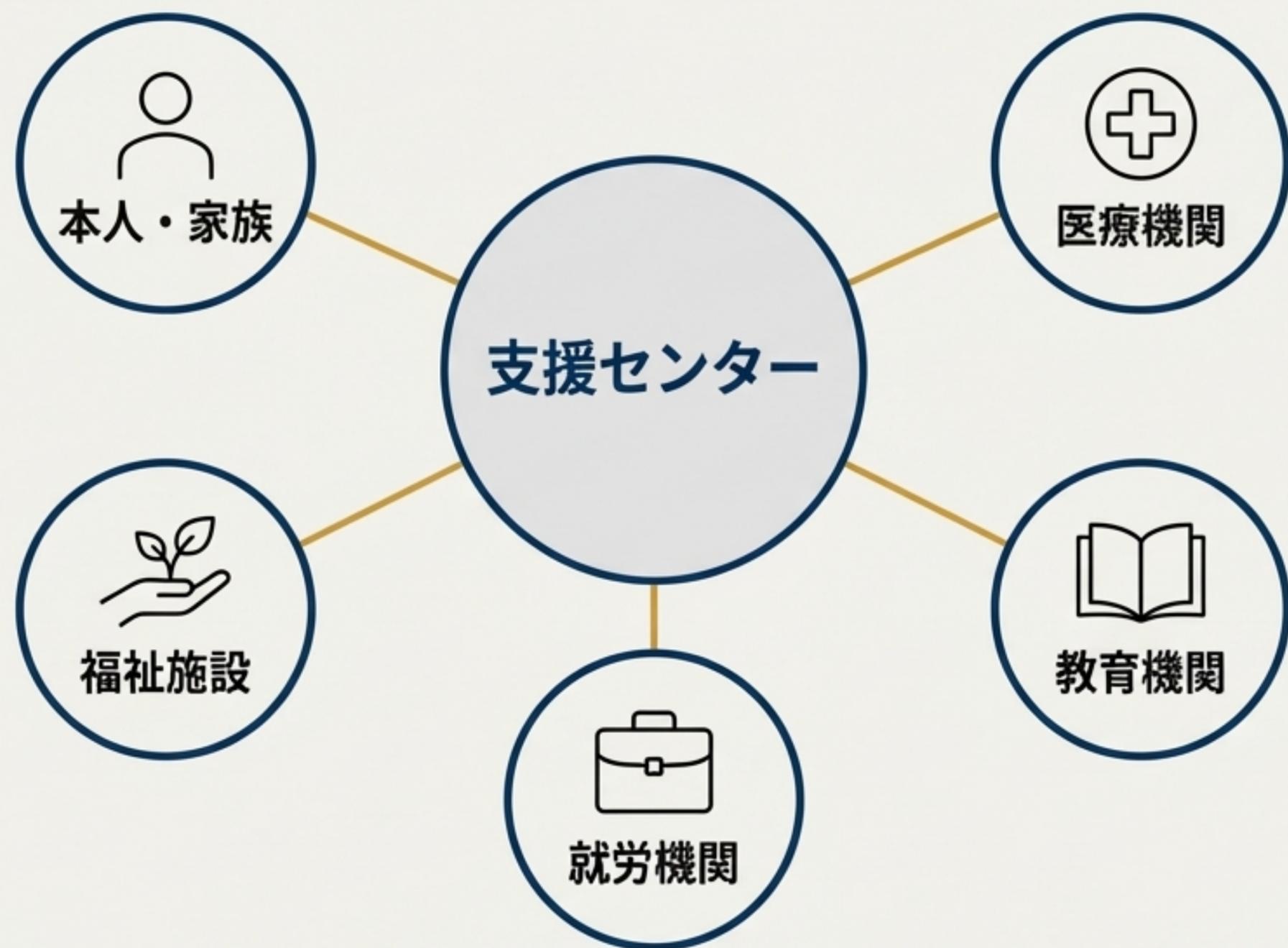
- 家族などが適切な対応をできるように、相談、情報提供、助言を行う。
- 家族同士が互いに支え合うための活動を支援。



相談体制の整備

- 本人や家族からの各種相談に総合的に応じる体制を整備。
- 医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関が緊密に連携。

専門的支援の中核を担う「高次脳機能障害者支援センター」



主な業務

- 1. 専門的な相談・助言**
HBDのある個人や本人、家族、関連者のために。
- 2. 専門的な支援**
個人の特性に合わせたに考える合わせを促進してスムーズな生活を支援提供する。
- 3. 研修・情報提供**
関連機関にお（医療、福祉、教育等）と関係者のために。
- 4. 連絡調整**
各種関連機関や私家機関の仲間を連絡調整。

都道府県が設置し、身近な場所で支援を受けられるよう配慮する。

地域全体で支えるための連携ネットワーク

専門的な医療機関の確保



都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリテーション等を行う病院や診療所を確保するよう努める。

高次脳機能障害者支援地域協議会



高次脳機能障害者支援地域協議会・事閲讀等の支援所などの協議する場。

- **Purpose:** 地域の支援体制の整備について協議する場。
- **Members:** 当事者、家族、学識経験者、医療・福祉・教育・労働などの関係機関で構成。
- **Function:** 地域の課題を共有し、関係機関の連携を緊密化する。

橋を渡るために。社会の理解と専門性を育む



国民への普及啓発

学校、地域、家庭、職域など、様々な場を通じて、障害の特性に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行う。



専門的人材の確保と養成

医療、保健、福祉、教育、労働、司法などの業務従事者に対し、専門性を高めるための研修を実施する。



調査研究の推進

障害の実態把握、原因究明、診断・治療・支援方法に関する調査研究を進める。

未来へのスケジュールと、継続的な改善の約束

施行日 (Effective Date)

令和8年 (2026年) 4月1日



3年後の見直し (Review after 3 years)

国は、施行後3年を目途に法律の施行状況を検討し、必要がある場合は、その結果に基づき必要な措置を講じます。

これはゴールではなく、始まりです。

当事者を含め、社会全体でより良い支援の実現を目指します。

この法律が目指す、本当の「共生社会」へ

「できないこと」に着目する社会から、
→ 「互いに支え合う」社会へ。



高次脳機能障害者支援法は、そのための重要な一歩です。一人ひとりが持つ個性と能力が尊重され、誰もが自分らしく、安心して暮らせる社会を、共に創り上げていきましょう。